



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 小 林 洋 行
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 細 金 成 光
(コード番号 8742 東証第一部)
問 い 合 せ 先 執 行 役 員 業 務 部 長 渡 辺 宏
(TEL 03-3664-3511)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 68 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社グループの事業内容の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第 2 条につきまして事業目的を追加するものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、変更案第 28 条第 2 項及び第 36 条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、定款第 28 条第 2 項の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的)	(目的)
第 2 条 (条文省略)	第 2 条 (現行どおり)
(1) ~ (14) (条文省略)	(1) ~ (14) (現行どおり)
(新 設)	<u>(15) 医療に係る保証に関する業務</u>
(新 設)	<u>(16) 保険業法に基づく少額短期保険業に関する業務</u>
(新 設)	<u>(17) 損害保険契約および生命保険契約の仲介に関する業務</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(15) ~ (24) (条文省略) (新 設) (新 設) (新 設) (25) (条文省略)</p>	<p>(18) ~ (27) (現行どおり) <u>(28) 電飾看板工事および電気工事の材料の販売ならびに工事</u> <u>(29) インターネット等を通じての通信販売業務</u> <u>(30) 学習塾等の運営、管理および経営</u> (31) (現行どおり)</p>
<p>第3条~第27条 (条文省略)</p>	<p>第3条~第27条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の責任免除) 第28条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第29条 (条文省略)</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の選任方法) 第30条 (条文省略) 2. (条文省略) 3. 当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4. (条文省略)</p>	<p>(監査役の選任方法) 第30条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4. (現行どおり)</p>
<p>第31条~第35条 (条文省略)</p>	<p>第31条~第35条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の責任免除) 第36条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第36条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 26 日（金曜日）
平成 27 年 6 月 26 日（金曜日）

以 上